

紹介・普及等を行う事業に対し助成した。

第4節 消費者保護行政

1 JAS制度の拡充改善

(1) JAS制度の拡充

最近における食品産業の発展、加工食品の普及、食生活の多様化及び消費者の健康志向に基づく食品の品質表示に対する関心の高まりに対応して「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく日本農林規格及び品質表示基準の充実に努めた。

ア 日本農林規格 (JAS)

7年度における日本農林規格の主な制定、改正の状況は、表10のとおりであり、これによりJAS規格数は405となった。

イ 品質表示基準

7年度における品質表示基準数は46である。

また、この基準制度の資料とするため、消費者団体に委託して市販されている加工食品の表示実態等調査を実施した。

ウ JAS制度の海外開放

外国製造業者の43工場について新たに承認・認定を行い、合計271工場となった。

表10 日本農林規格の主な制定、改正の状況

品 目	告示年月日	告示番号
構造用集成材	8. 1. 29	111
集 成 材	8. 1. 29	112
熟 成 ハ ム 類	7. 12. 20	2073
熟 成 ソ ー セ ー ジ 類	7. 12. 20	2074
熟 成 ベ ー コ ン 類	7. 12. 20	2075
果 糖	8. 3. 26	381
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	8. 3. 28	388

また、外国承認・認定工場に係る格付を行うための検査データの受け入れ対象となる指定外国検査機関(FTO)は、7機関である。

エ 監視体制の整備

JAS制度の適正な運用を期するため、全国8か所の農林水産消費技術センターにおいて、市販品検査及び店頭調査を実施したほか、JAS登録格付機関及び承認・認定工場(外国承認・認定工場を含む。)の実態調査を行い、そのJAS業務の適正化及び品質管理の徹底について指導監督するとともに、工場等の品質管理担

当者に対する講習等を行った。

品質表示基準については、食糧事務所を活用して食品(輸入品を含む。)の買い上げによる遵守状況の点検調査を実施した。

また、都道府県知事に対する権限の委任により、JAS制度の監視を徹底した。

オ JAS制度に係る啓発普及

11月のJAS普及推進月間を中心として、テレビ、ラジオの放送、啓発普及ポスターの作成、JAS普及啓発及びJAS一日教室を開催した。また、JAS製品を優先的に展示・販売する店として認定された「JAS協力の店」等を拠点に、JAS製品についての消費者啓発等を行い、JAS制度の普及推進を図った。

(2) 地域食品の品質向上と表示の適正化

豆腐、こんにゃく、納豆、かまぼこ等の地域食品の品質向上に資するための地域食品認証制度(実施主体は都道府県)を推進した。

(3) 地域推奨品表示適正化認証事業

近年、特色ある地域特産品が回出しているが、これらの食品は①公的な基準がないこと②その表示の真偽が確認できない等の問題がある。このため、このような食品について都道府県が基準の策定を行い、表示と内容の保証を行う等を内容とする新たな認証制度を創設し、基準に適合した食品に統一的な認証マークの表示を付する事業に対して、都道府県に助成を実施した。

なお、平成7年度までに、18府県で156品目(ふるさと認証食品及び特別表示食品を含む。)の基準が設定されている。

(4) 国際食品規格計画

昭和37年にFAOとWHOが共同で始めた国際食品規格計画は150か国以上の加盟の下に作業が進められており、我が国は7年度において、食品添加物・汚染物質部会、食品表示部会、分析サンプリング法部会、魚類・水産製品部会、生鮮果実・野菜部会等に出席し、規格作成の討議に参加するとともに、各規格作成のステップに応じ、それぞれ必要な意見を提出した。

2 品質表示の適正化

(1) 青果物の原産地表示の充実について

青果物の原産地表示については、消費者を中心として一層の充実・強化を求める声が高まってきているため、食品表示問題懇談会において検討した結果、平成7年11月に「特に必要性の高いものについては、品質表示基準制度により原産地表示を義務付ける」とする報告書がとりまとめられた。これを受け、平成8年3月にブロッコリー等5品目の品質表示基準の制定につ

いてJAS調査会に諮問し、答申を得た。

(2) 有機農産物等の特別表示ガイドライン

有機農産物等の生産及び流通の円滑化を図り、消費者の適正な選択に資するよう、平成4年10月に「有機農産物等に係る背果物等特別表示ガイドライン」を設定し、「有機栽培農産物」、「無農薬栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」等の定義やその表示方法等を定めて平成5年4月1日から実施しており、今年度はガイドラインの一層の適正な運用を図るため、生産者、有識者、消費者、流通業者からなる検討委員会を数回にわたり開催している。

(3) 新食品等の品質表示ガイドライン

新食品等の品質表示の適正化を図る品質表示ガイドラインについては設定のため実態調査を行ったほか、既設定品目のガイドラインについても、実施状況の調査を行うとともに、その普及を推進した。

(4) 食品の日付表示の改正

食品の日付表示については、従来の製造年月日表示から期限表示に改正し、平成7年4月から施行(経過措置2年間)するとともに、改正の趣旨及び内容について啓発を図った。

3 食品の安全性の確保

輸入食品の増大、健康志向の高まりから安全性に関する消費者の関心が高まっている中で、食品の安全性を確保していくことが重要な課題であるため、消費者からの苦情等のネットワーク化、安全性確保に関する新技術等の開発・実用化、食品群ごとの取扱表示のルール化及び消費者からの相談に対する対応方法等のマニュアル化等を実施した。

4 食料消費・食生活に関する消費者啓発及び情報提供

(1) 食生活情報提供事業

食生活に対する消費者意識の変化に的確に対応していくため、食情報ステーションの設置、情報誌の発行等、多面的かつ総合的な情報提供を行うとともに食料消費の改善に資するため新聞の発行、農業体験教室の開催を行う事業を民間団体に助成して実施した。

(2) ライフスタイル別食行動、食料消費動向調査事業

我が国の優れた食文化を維持、発展させつつ、長期的視点に立って、環境の変化に応じた望ましい食生活を一層定着させるため、現在の食をめぐる環境とこれを反映したライフスタイル別の食行動、食料消費の実態を調査、分析することにより、望ましい食生活の定着のための基礎資料を整備する事業を民間に委託して

実施した。

(3) 食料消費食生活改善情報提供事業

全国の主要都市の民間テレビ局をネットし、健康的で豊かな食生活の実現に資するため、食料品に関する知識及び消費の改善等を中心に企画編集したテレビ番組を放映して広く消費者を啓発する。

(4) 消費者啓発資料等の作成等

食料品等の消費の改善合理化に資するため印刷物等の作成・配布を通じ、農林物資の商品知識に関する消費者啓発を総合的に行うほか、食料消費対策の総合的、効率的実施のための推進基盤を整備するため、消費者、生産者、食品企業等からなる協議会等を開催した。

(5) 全国食文化交流プラザ事業

消費者、業界等の食文化に関心のある人々が一堂に会し、我が国の望ましい食生活のあり方について相互に情報を交換したり、食卓に向けての新たな提案を行う場を設け、①食文化、食生活に関する国際シンポジウム、②食文化、食生活に関する新たな提案等のコンクール、表彰の実施、③食文化、食生活に関する公開研究集会の誘致等を行う全国食文化交流プラザ事業の第5回を岐阜県において実施した。

(6) 環境調和型食生活実践啓発事業

消費者が身近な環境問題にも継続的に取り組めるよう、マニュアルを作成し、セミナーを開催した。

(7) 食品情報消費者ネットワーク支援事業

国民の望ましい食生活の定着と国産農産物等の利用拡大等に資するため、有機農産物等の特色のある食品の供給・消費に関する情報を消費者に対し提供した。

5 消費者対応体制の整備等

(1) 消費者相談処理体制の整備

食品の規格・表示・安全性等をめぐる相談に対処するため、本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等を通じて相談処理体制の充実を図るとともに、苦情の迅速な処理に資するため、都道府県及び民間団体に助成して、都道府県及び加工食品業界の苦情処理体制の整備を図った。また、近年の食料品に関する苦情件数の増加、内容の複雑化に対処するため、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的として通商産業省と共催で連絡会議を開催した。

(2) 消費者の意向の行政への反映

JAS制度の運用の適正化及び行政への消費者の意向の反映を図るため、食料品消費モニター(全国主要都

市に1,021名設置)を活用して各種調査を実施するとともに、消費者と行政の懇談会を中央及び地方において実施した。

また、「消費者の部屋」において、引き続き各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により適正な情報提供、消費者啓発を図るほか、消費者相談に的確に対応した。地方農政局等においても、引き続き「消費者の部屋」等を活用し、各種資料の展示等により適正な情報提供を行い、地域消費者と農林水産行政とのコミュニケーションを図った。

一方、消費者に対する食生活消費情報を円滑に普及、啓発するため、食生活消費情報の出し手、受け手が一堂に会するフォーラムの開催等の事業を民間団体に委託して実施した。

第5節 砂糖類対策

1 砂糖の需要及び価格の動向

(1) 砂糖の需要

我が国の砂糖の需要量は、近年260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降消費が低迷している。これに対する供給量は、てん菜糖、甘しゅ糖を合わせた国内産糖が80万t前後、輸入甘しゅ糖が160万t台となっている。

平成6砂糖年度(6年10月～7年9月)の需要量は、247万tとなった。国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、天候に恵まれ、単収・根中糖分とも概ね平成並となり作柄の悪かった前年の58万3千tより増加して65万1千tとなった。一方、甘しゅ糖は、比較的天候に恵まれたことから、分みつ糖で18万3千t(精糖換算)(前年度17万6千t)、含みつ糖で8千t(前年度6千t)と増加した。

(2) 糖価の動向

国際糖価は、6年夏の猛暑により欧州におけるてん菜の減産等を反映し上昇したため、6砂糖年度平均のニューヨーク相場(粗糖、現物)は、ポンド当たり13.86セントとなった(前年度11.24セント)。

一方、国内糖価は、国際糖価が上昇したものの、平成6年4月の粗糖関税の引下げにより低下したため、6砂糖年度における卸売価格はkg当たり154円(東京市中相場)となった。(前年度160円)

2 糖価安定法の運用状況

「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「法」という。)の運用に当たっては、砂

糖及び異性化糖の生産・流通・消費各方面の関係者からなる甘味に関する協議会に諮った上、年間及び各四半期ごとの砂糖及び異性化糖の需給見通しを策定し、砂糖及び異性化糖の需給の適正化に努めた。

3 砂糖類の価格安定

(1) 安定上下限価格等

7砂糖年度に適用される安定上下限価格等については、法第3条、第10条、第18条の2及び第18条の6の規定に基づき、次のとおり定められた。

安定上限価格	t当たり	15万8,100円
安定下限価格	t当たり	2万3,400円
国内産糖合理化目標価格	t当たり	14万0,000円
(7年9月14日農林水産省告示第1441号)		
調整率		33.29%
(7年9月14日農林水産省告示第1442号)		
異性化糖調整基準価格	t当たり	18万6,739円
(7年9月14日農林水産省告示第1443号)		
異性化糖調整率		10.70%
(7年9月14日農林水産省告示第1444号)		

(2) 最低生産者価格

7年には種されたてん菜の最低生産者価格については、法第21条の規定に基づき、基準糖分が16.6度以上16.9度以下のものに対応する最低生産者価格がt当たり1万7,310円とされるとともに、糖分格差が0.1度につき140円と定められた(7年10月27日農林水産省告示第1718号)。また、7砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、法第21条の規定に基づき、基準糖度が13.1度以上14.3度以下のものの価格としてt当たり2万190円とされるとともに、糖度格差が0.1度につき130円とされた(7年11月10日農林水産省告示第1767号)。これらの最低生産者価格のほかに、てん菜については、てん菜経営の高効率化と合理的な輪作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、てん菜高能率計画生産推進費がt当たり190円措置された。

また、さとうきびについては、平成6年産から導入された品質取引への円滑な移行と定着化並びに生産者の品質向上への取組みの強化を図るため、「さとうきび品質取引定着化対策費」がt当たり350円措置され、その一部が品質取引対策基金の造成等に充てられることとされた。

(3) 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入価格

法第22条及び第27条の規定に基づき、7砂糖年度に適用される国内産糖及び国内産ぶどう糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格は、次のように定められた。

てん菜糖 t当たり 17万5,646円
(7年10月27日農林水産省告示第1719号)

甘しゃ糖 鹿児島県産 t当たり 26万9,242円
沖縄県産 t当たり 26万6,873円
(7年11月10日農林水産省告示第1768号)

なお、てん菜のてん菜高能率計画生産推進費(190円/t)並びにさとうきびの品質取引定着化対策費(350円/t)は、蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格に織り込んである。

ぶどう糖

無水結晶ぶどう糖 t当たり 21万6,918円
含水結晶ぶどう糖 t当たり 19万4,876円
精製ぶどう糖及び
全糖ぶどう糖 t当たり 18万9,211円

(7年11月10日農林水産省告示第1,769号)

なお、ぶどう糖については、蚕糸砂糖類価格安定事業団による売買は行われなかった。

4 いも、でん粉対策

(1) でん粉の需給及び価格の動向

ア でん粉の需給

6でん粉年度(6年10月～7年9月)におけるでん粉の需給量は、285万5千t(前年度283万7千t)となった。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産が甘しょでん粉8万8千t(前年度6万t)、馬鈴しょでん粉が26万1千t(前年度27万2千t)となり、これにコーンスターチ236万8千t(前年度231万3千t)、輸入でん粉11万8千t(前年度17万t)、小麦でん粉3万t(前年度3万9千t)を加えたでん粉の総供給量は、286万5千t(前年度283万7千t)となった。

イ 価格の動向

6でん粉年度におけるでん粉の卸売価格(年度平均)は、コーンスターチがt当たり7万6,900円(前年度7万7,500円)、馬鈴しょでん粉がt当たり16万6,900円(前年度16万3,000円)であった。(東京市中相場)

(2) いも、でん粉対策

ア 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、7年産の原料用甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。(7年10月20日農林水産省告示第1673号)

(ア) 甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格

甘しょ t当たり 2万5,469円
(前年度 2万5,469円)
馬鈴しょ t当たり 1万4,410円

(前年度 1万4,410円)

(イ) 買入基準価格

甘しょ生切干 t当たり 10万 383円
(前年度 10万 383円)
甘しょでん粉 t当たり 14万1,223円
(前年度 14万1,223円)
馬鈴しょでん粉(精粉) t当たり 11万4,320円
(前年度 14万4,320円)
馬鈴しょでん粉(未粉) t当たり 11万3,359円
(前年度 11万3,359円)

イ また、甘しょの取引指導価格を31,870円/t(うち奨励金6,151円/t)と定めた。

ウ 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合わせにより消化に努めた。

エ UR農業合意の実施等に伴う、新たな国際的規律の下においても、農産物価格安定法の効果的な運用を確保するため、同法の一部改正を行い、政府が買入れた農産物等の特別売渡しに関する規定の拡充を行った。

(3) ぶどう糖の生産及び価格の動向

6でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は11万7千t(うち、規格ぶどう糖9万t)であり、価格は112.0円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) 異性化糖の生産及び価格の動向

6でん粉年度における異性化糖の生産量は72万7千t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は79.0円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

第6節 食品油脂行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成6年度の食酢類の生産量は39万5,300klであり、前年と比較して0.9%増加した。このうち醸造酢は38万9,500klで全体の98.5%を占めている。

総務庁家計調査によると1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、昭和40年の2.5ℓから50年には2.7ℓ、60年には3.04ℓと増加してきたが、近年は減少傾向に転じ平成6年度は2.4ℓ(前年比2.7%減)であった。

イ ソース類

6年度のソース類の生産実績は、43万3千klで、前年度に比べ4.7%増加している。種類別にはウスターソ

ース4万5千ℓ(前年比0.1%減)、中濃ソース3万4千ℓ(同0.3%減)、濃厚ソース3万1千ℓ(同3.6%減)となっているほか、タルタルソース、中華ソース等の専用ソースが増加している。

世帯当たりの年間購入数量(全国)は、総務庁家計調査によると40年の2.58ℓから2年の1.74ℓと減少傾向にあったが、その後増加に転じ、平成6年は1.96ℓとなった。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

6年のドレッシング類の生産量は、32万6千tで前年比に比べ2.4%増加した。このうちマヨネーズは22万2千t(前年比0.4%増)となっている。

近年、食生活の多様化の進展の中でマヨネーズ以外の液状ドレッシング等の需要が伸びている。総務庁家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの一世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成6年には4.61kg(前年比2.4%増)となっている。

エ カレー及びからし粉

6年度のカレー生産量は、9万7千tで前年と比べ0.4%の減となった。このうちカレー粉は約2.6千t、カレールウは9万4千tであった。

なお、総務庁家計調査によると、カレールウの一世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成6年は2.00kgと前年比に比べ1.7%減少した。

6年度のからし粉の生産量は、9,697tで前年度(9,425t)に比べ2.9%増加した。

オ グルタミン酸ソーダ

6年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比3.8%減の約8万5千tであった。うち、国内販売量は、約8万2千tで前年比2.0%の減少となっているが、輸出品は695tと3.4%の増加となっている。

一方、輸入量は、発酵法の国際的な普及により、韓国、インドネシア等での生産量が増加しているのを受け、前年比12.1%増の34,077tとなっている。

(2) 清涼飲料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(6年末現在総企業数650社のうち中小企業は約9割を占めている。)、これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマスセールの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、自動販売機の普及等を背景に順調に生産を伸ばしてきたが、平成6年度は、早い梅雨あけと記録的な猛暑から、生産量は12,704千ℓとなり、前年実績を11%も上回る高い伸びを示した。

また、7年度についても、飲料の最重要期である夏場が、前年に引き続き猛暑となったことから、生産量はほぼ前年並みの12,651千ℓと高水準を維持した。

ウ 中小企業対策

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占的状态を出現している。

一方、中小企業は焼酎割用飲料などの新製品開発による活路開拓に努めているが、企業間の販売競争は一段と熾烈化し、その経営基盤は脆弱化している。このような状況に対処し、業界の近代化を図るため、清涼飲料製造業については、設備近代化資金の対象業種の指定を延長したほか、沖縄県の炭酸飲料(コーラ・ナットを原料とするものを除く。)、果実飲料製造業について中小企業近代化促進法に基づく業種指定を行うなどの施策を講じている。

エ 環境問題への対応

平成3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチ

表11 調味料の生産量の推移

種	類	単 位	4 年度	5 年度	6 年度		
					生産量	前年比 (%)	企業数 (社)
食	酢	千 ℓ	391.2	391.7	395.3	100.9	約360
ソ	— ス	〃	397.4	413.9	433.2	104.7	約230
* ドレッシング類		千 t	303.0	318.3	326.0	102.4	10
カ	レ {	カレー粉	2.4	2.6	2.6	101.4	} 約30
レ		カレールウ	94.6	94.9	94.5	99.6	
* グルタミン酸ソーダ		〃	83.6	88.3	85.0	96.2	7
か	ら	〃	10.7	9.4	9.7	102.9	20

(注) 1 *は暦年であり、その他は会計年度である。
2 資料：食品流通局食品油脂課調べ。

ール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

オ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の検討を行っている。

なお、飲料容器のリサイクルを促進するため補助事業として(財)食品需給研究センターにおいて「食品容器リサイクル対策事業」を実施した。(7年度補助金1,184万5千円)

表12 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千kl)			
	5年	6年	7年	7/6
炭酸飲料	2,850	3,162	2,940	93.0%
果実飲料	2,058	2,110	1,931	91.5%
コーヒー飲料	2,400	2,415	2,468	102.2%
スポーツドリンク	785	935	990	105.9%

(3) コーヒー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なることから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在400企業が操業している。

この業界は、43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相応の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は30か国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。なお、7年の輸入量は、国内繰越し在庫量が、例年に比べ多かった事等から対前年比13%減の30万563tとなった。

インスタントコーヒーの7年の輸入は、国内でリパックされる小売用が好調であったこと等から増加し、17か国から6,268tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドル、独等である。

また、コーヒーエキスの輸入は、主な用途であるコ

ーヒー飲料の原料としての需要の低迷から前年に比べ減少した。

なお、コーヒーの国際相場は、89年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来、長期間にわたって低迷していたが、一昨年6月及び7月に世界最大のコーヒー生産国であるブラジルで霜害が発生したことから、相場は急騰した。このため、昨年8月頃までは高値で推移した。しかし、この霜害が昨年のクロープに甚大な影響を与えないことが判明したことから、9月以降は低落傾向であった。平成7年の平均輸入価格は年前半の相場の高値の影響から前年に比べ24%上昇し、1kg当たり348円となった。

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホテル、レストラン等業務用(約5割強)であるが、年々家庭用が伸びている。

表13 コーヒー供給量(輸入量)の推移

	(単位：t)			
	5年	6年	7年	7/6
生豆	312,524	345,280	300,563	87.0%
いったコーヒー	2,687	2,339	2,131	91.1%
インスタントコーヒー	5,827	5,507	6,268	113.8%
エキス・エッセンス	19,540	17,588	16,378	93.1%

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用(7割強)である。

全体の需要傾向としては、52・53年の原料高による落ち込みを除き、年々順調に増加している。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は33万1千t(7年)であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万4千t、レギュラーコーヒーその他用23万7千tと推計されている。

エ 国際コーヒー協定

(ア) 協定の目的

コーヒーの貿易に関する国際協力を通じ、消費者にとって公正な、また生産者にとって採算がとれる水準にコーヒー価格を安定せしめ、世界のコーヒー需給の合理的均衡を図るとともに、発展途にあるコーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(イ) 経緯

1962年に協定が成立し、以降68年、76年、83年協定と引き継がれてきた。これらの協定はいずれも、輸出国には輸出割当、輸入国には加盟国以外からの輸入の制限を課すとの経済条項を通じて、一定の価格帯内に国際市況を維持しようとするものであった。

ところが、80年代後半になると協定加盟国市場と非加盟国市場の間での二重価格問題が発生したため、89

表14 菓子の需給

(単位：数量・千t, 金額・億円)

種 類	年次 1～ 12月	国内生産A		輸入B		輸出C		A+B-C=D		B/D 数量%
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
ベーカリー製品	5	1,027.3	12,472.0	21.1	76.1	14.6	102.6	1,033.8	12,445.5	2.1
{ 焼菓子, ビスケット, 米菓 }	6	986.7	11,965.0	28.8	108.1	13.5	91.1	1,002.0	11,982.0	2.9
	7	982.6	11,933.0	37.0	132.5	12.7	84.0	1,006.9	11,981.5	3.7
砂糖菓子	5	876.9	10,245.0	22.5	74.7	6.8	49.9	892.6	10,269.8	2.6
{ キャラメル, キャンデー類 }	6	876.8	10,190.0	21.1	69.5	6.0	46.7	891.9	10,212.8	2.4
{ チューインガム, 和生菓子 }	7	872.0	10,198.0	19.7	65.4	5.8	42.8	885.9	10,220.6	2.2
等 チョコレート菓子	5	191.1	3,019.0	13.9	113.1	0.7	6.9	204.3	3,125.2	7.3
	6	181.5	2,850.0	15.3	122.8	0.7	6.5	196.1	2,966.3	7.8
	7	187.0	2,936.0	16.2	133.7	0.6	5.7	202.6	3,064.0	8.0
計	5	2,095.3	25,736.0	57.5	263.9	22.0	159.4	2,130.8	25,840.5	2.7
	6	2,045.0	25,005.0	65.2	300.4	20.2	144.3	2,090.0	25,161.1	3.1
	7	2,041.6	25,067.0	72.9	331.6	19.1	132.5	2,095.4	25,266.1	3.5

年7月に輸出割当制度等の経済条項が停止され、83年協定は94年9月まで経済条項停止のまま4度延長された。

この間、92年4月に市場志向型の新協定の交渉を行うことに合意がなされ、以降7回の交渉会合等が行われたが、自由市場に近い制度を指向する米国を中心とする消費国とより高い価格水準を保証する制度を求めるブラジル等の生産国で意見が対立し、93年3月で交渉は決裂し、93年9月には米国が協定を脱退するに至った。

その後、93年10月の理事会以降、再び新協定策定の交渉が再開され、94年3月の理事会で、経済条項抜きの新協定(94年協定)が成立した。

なお、我が国は、コーヒー生産国に対する国際協力、安定価格における安定供給の確保の観点から協定に参加してきており、94年協定についても95年(平成7年)5月より正式加盟をした。

(ウ) 新協定の主な内容

輸出割当制度等の経済条項のないものであり、統計の整備、情報交換が中心となる。

なお、交渉の過程で、生産国は、一定の条件を満たせば輸出割当等の経済条項が自動的に導入される案を主張したが、消費国が反対し、結局第30条に「理事会は、コーヒーの需給を均衡させる措置を含む新しい協定の交渉の可能性について検討することができる」との規定を置くこととなった。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する国民の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源、再利用等についても検討することとしている。

(4) 菓 子 類

ア 7年における菓子類の国内生産量は、個人消費の低迷等から全ての品目で減少した平成6年に比べ、チョコレート(前年比3.0%増)、洋生菓子(同2.0%増)、米菓(同1.3%増)、チューインガム(同0.4%増)などは増加したが、和生菓子(同0.3%減)、スナック菓子(同1.6%減)、飴菓子(同2.5%減)などが減少したことから、204万1,600t(前年比0.2%減)と3年連続前年を下回った。

また、生産額は2兆5,067億円と前年比0.2%の増加となった。

一方、7年における輸入量は、7万2,926t(前年比11.9%増)となり、輸入額は約332億円(同10.4%増)となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約7割を占めている。

また、輸出は1万9,082t(対前年比5.4%減)と菓子類の輸出量は生産量の0.9%とわずかなものである。

イ 中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、中小企業設備近代化資金貸付制度の対象業種に指定（47年度以降）しており、また、製造小売業については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）している。

ウ 1986年国際ココア協定は1987年1月に発効し、我が国も87年7月に正式に加盟した。この協定は、価格安定を目的とした緩衝在庫制度及び補完措置を定めており、下落したカカオ豆価格を支えるため、25万tの緩衝在庫を保有している。

88年3月以降、安定価格帯の修正及び課徴金の未払問題等、生産国グループと消費国グループの意見が対立し、紛争状態となり、国際ココア協定の価格介入機能は停止状態となっていた。

90年3月の国際ココア理事会において、安定価格帯の修正、課徴金の未払問題、現協定の延長問題等についての検討がなされた。この結果、90年4月15日以降、カカオ豆の課徴金徴収を停止するとともに、現協定は、90年9月末で期限切れになるため、これを10月以降、経済条項抜きで2年延長することが決定され、その後、91年12月の理事会では、さらに93年9月までの延長が決定されている。

現協定に代る新たな協定作成のための国際ココア理事会が92年4月より93年7月まで5回にわたり開催された。新協定協議では、経済条項をめぐり生産国グループと消費国グループの間での意見調整がつかなかったが、これまでの市場介入型の措置（緩衝在庫制度及び補完措置）を導入せず、生産管理計画及び消費振興による需給の均衡を確保する措置を採用した新協定（93年ココア協定）が93年7月に国連ココア会議において採択され、我が国も95年1月に正式加盟した。

(5) あん類

7年度におけるあん類の生産品は原料として使用した豆類で14万4,830tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん8万6,400t（前年比95.0%）、ねりあん21万3,310t（同96.0%）、乾燥あん2,690t（前年比94.7%）、合計では30万2,400tで、前年を下回った。

(6) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降気候要因等による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移しており、7年は原料大豆処理量に換算して49万3千t（他に脱脂大豆利用1万2千t）と、6年と同水準となった。なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、7年末現

在では18,173業者で前年より607業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は、平成2年以降微増傾向にあり、7年は原料大豆処理量に換算して11万tとなった。なお、製造業者数は7年末現在で755業者となっている。

ウ 凍豆腐

7年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万tとなっており、製造業者数は7年末現在で13業者となっている。

エ 植物性たん白

7年における生産量は乾燥品換算で5万2千t、前年比3.4%の増加を示した。

原料別の生産比率は大豆系80%、小麦系20%で、形態別では粉末状57%、繊維状・粒状・ペースト状の合計43%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先はほとんどが食品加工業者である。

7年度は、植物性たん白食品普及推進事業を実施する（財）日本植物蛋白食品協会に対し、（財）食品産業センターを通じて助成し、植物性たん白利用食品の新規開発研究、医療給食業者に対するアンケート等を実施し、植物性たん白の普及を行った。

オ 豆乳

7年の豆乳の生産量は2万5千t、出荷量は2万4千t、大豆使用量は3千tとなっており、主な製造業者は8社である。

カ 大豆加工食品副産物の有効利用の推進

豆腐等の大豆加工食品の製造時に発生する副産物（オカラ）の高度利用を図るため実施した大豆加工食品副産物高度利用研究開発事業（平成2・3年度）の成果を踏まえ、地域の実情に即した最適な回収・利活用システムの策定等（7年度は神奈川県全域、熊本県全域、長野県全域の3地域）及び全国レベルでの中長期的な有効利用の方策の検討を行う大豆加工食品副産物有効利用促進対策事業を実施する（財）食品産業センターに助成し、オカラの有効利用を推進した。

キ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどが輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、（財）大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。備蓄量は、7年9月末まで8万t（食品用大豆需要量の約1か月分）としていたが、最近では食品用大豆

の利用業界でも数週間分の在庫を常時保有している状況から、10月より5万t(食品用大豆需要量の約20日分)に削減した。国としては備蓄の実施に必要な経費(金利、保管料等)として、11億円を同協会に補助した。

(大豆備蓄対策費補助金 10億5,500万円)

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

平成7年の世界の油糧種子及び油脂の需給については、大豆は、米国で史上最高を記録した前年に比べ減産したほか、ブラジル、中国でも減産になったことから、世界全体でも減産となった。一方、ナタネはカナダで減産するものの中国で増加したこと等から世界全体でも増加した。

さて、我が国では大豆油とナタネ油の生産量が、可食油生産量の85%程度を占め、しかもその原料である大豆とナタネの油糧種子は、そのほとんどを輸入に依存している。

その主な輸入国は、大豆では米国、ブラジルであり、ナタネにあっては、カナダ、豪州などとなっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表(平成6年度)によれば、我が国国民1人、1日当たりの供給熱量は2,627Kcalで、そのうち油脂類は365.1Kcal(13.9%)を占めている。

油脂の総需要はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近では栄養的にも油脂の消費がかなりの水準になってきていることから油脂の需要はほぼ横ばい傾向にある。

なお、平成7年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は17%対83%となっている。

イ 用途別需要等

食用(単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等)は236万tで前年を1.6%上回っている。この食用の国内消費(工場出荷ベース)については、菓子パン、ドレッシング類などの需要が増大し、加工用油脂の生産が増加したことから前年を上回った。

一方、非食用(主に工業用)は魚油の需要が増加したことから、47万5千tと前年を2.7%上回った。

輸出については、過去輸出の大半を占めていた魚油がイワシの漁獲量減少から生産が減少したことなどから、1万4千tと前年を下回った。

これらのことから油脂の総需要は、284万tと前年を1.7%上回った。

油脂の供給は、286万tで前年を3.1%上回った。国産原料から生産される主要油脂は、魚油、牛脂、豚脂、

こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で全体の52.3%を占めており、ナタネ油の生産量は78万7千t、大豆油は68万tとなっている。

平成7年における食用加工油脂の生産は、平成5年、平成6年に引き続き70万tを越えた。

表15 油脂の供給 (原油ベース・単位：千t)

項 目	5年	6年	7年
生 産			
植 物 油	2,289	2,312	2,336
動 物 油	512	461	524
計	2,801	2,773	2,860
前 年 比 (%)	99.2	99.0	103.1
う ち 輸 入 原 料	2,317	2,362	2,443
輸 入 油 脂	(654)	(685)	(757)
う ち 国 産 原 料	482	411	417

表16 食用加工油脂の生産 (単位：千t)

	生産量	対前年比 (%)
マ ー ガ リ ン	176	100.6
フ ァ ッ ト ス プ レ ッ ト	74	95.0
シ ョ ー ト ニ ン グ	196	102.3
精 製 ラ ー ド	82	99.1
食 用 精 製 加 工 油 脂	51	108.7
そ の 他 加 工 油 脂	128	101.2
計	707	100.9

3 新 食 品

新技術または新素材を用いて栄養機能、嗜好機能、生理活性機能の機能または消費者に対する利便性等を付加して製造加工された食品に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行うため、元年5月より新食品調査官及び新食品班を設置し、新食品対策を行っている。

(1) 新食品・素材製造業者情報交流推進事業の実施

新食品・素材製造業者の企業動向、新食品・素材の市場動向等を把握し、行政及び企業活動の活性化に反映させるため、新食品・素材製造業者を対象にアンケート調査を実施し、結果の分析・取りまとめを行った。

(2) 食品新素材適正普及推進事業の実施

食品新素材の特性や利用技術等についての適切な情報を提供することにより、新食品・素材製造業者の健全な発展と消費者保護の強化に資することを目的として、グルコン酸カルシウム、ラクチュロース、ラフィノースの3素材の利用技術の手引を作成するとともに、食品新素材の普及のため研修会を開催した。

(3) 高機能型包装資材・容器有効利用技術普及推進事業の実施

食品の品質保持や環境問題等への適応性等に優れた機能を有する高機能型包装資材・容器について、その機能特性等の解明を行なうことにより、食品製造業者

等への普及を推進し、食品産業の健全な発展と消費者保護の強化に資することを目的として、透明高遮断性耐熱包材、複合機能型包装副資材(多機能型脱酸素剤)及び温度管理用ラベル・器材について、その機能や用途等に関する具体的な評価・検討を行った。

